

郡山市健康増進等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における保健医療に係る諸対策の円滑な推進並びに総合的な健康管理及び健康増進を図るための事業を行う医療関係団体（以下「団体」という。）に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象は、次に掲げる団体とする。

- (1) 一般社団法人郡山医師会
- (2) 一般社団法人郡山歯科医師会
- (3) 公益財団法人郡山市健康振興財団

(補助対象事業及び補助額)

第3条 前条各号に掲げる団体に係る補助対象事業及びその事業内容、補助対象経費並びに補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 団体は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 対象事業の収支予算明細書（団体において、複数の補助対象事業がある場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、補助事業が完了した日の属する年度の翌年から起算して5年間保存すること。

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(補助事業の内容変更等の手続)

第7条 財団は補助事業の内容等を変更しようとするときは、規則第9条第1項の規定により、補助事業等内容変更等承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更は、別表に掲げる各補助対象内において、公益法人会計基準の運用指針（平成20年4月11日内閣公益認定等委員会通知）に定める勘定科目の大科目内の経費の配分の変更とする。ただし、補助事業の内容の変更を伴うものを除く。

(実績報告)

第8条 団体は、補助事業が完了したときは、60日以内に規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 対象事業の収支予算明細書（団体において、複数の補助対象事業がある場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 前項の実績報告において、補助事業に係る実績額が交付決定額と異なるときは、実績報告と併せて規則第9条第1項に規定する補助事業等内容変更等承認申請書により事業内容の変更の承認申請を行い、市長の承認を受けなければならない。

(補助事業内容の変更の承認、額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告及び承認申請があった場合、これらを適当と認めた

ときは、規則第9条第2項及び第15条の規定により、速やかに承認の決定及び補助金の額の確定を行い、規則第9条第2項に規定する補助事業等内容変更等承認通知書により団体の代表者に通知するものとする。この場合において、当該実績報告は、当該承認後の補助事業の内容に係る実績報告とみなす。

- 2 前項の場合において、市長は、確定した補助金の額が第6条の規定による概算払の額を下回るときは、当該差額の返納を命じなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(郡山市医療団体補助金交付要綱等の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 郡山市医療団体補助金交付要綱（昭和52年1月17日制定）

(2) 財団法人郡山市健康振興財団事業費補助金交付要綱（平成2年10月1日制定）

附 則

この要綱は、平成24年2月9日から施行し、改正後の郡山市健康増進等事業費補助金交付要綱の規定は、平成23年度以後の年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

交付対象	補助対象事業	事業内容	補助対象経費	補助額
一般社団法人 郡山医師会	救急蘇生法講習会事業	学校で児童及び生徒を対象に行われる救急蘇生法講習会事業	対象事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費及び役務費	予算の範囲内で定める。
一般社団法人 郡山歯科医師会	歯の衛生意識啓発事業	歯の衛生週間に歯の衛生意識の向上を目的として歯の健診、相談、歯磨き指導等を実施する事業	対象事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費並びに使用料及び賃借料	予算の範囲内で定める。
公益財団法人 郡山市健康振興財団	調査研究事業	市民の健康の維持増進を目的として行われる調査研究事業	対象事業の実施に必要な給与、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金	補助対象事業に係る収入のうち当該事業に充当できる財源を控除した額とし、予算の範囲内で定める。
	地域連携事業	健康の維持増進を目的として地域団体、学校等で実施する各種事業をする事業		
	育成研修事業	医療関係者又は公衆衛生関係者の育成研修を行う事業		

健康維持増進事業	市民の健康の維持増進を目的として行われる、各種健診、検査、指導、教室、啓発事業等	対象事業の実施に必要な給与、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金並びに財産購入費	補助対象事業に係る収入その他公益財団法人郡山市健康振興財団の収入のうち当該事業に充当できる財源を控除した額とし、予算の範囲内で定める。
----------	--	---	---